

国民保護法の概要

	[頁]
1 武力攻撃事態対処法と国民保護法等の関係 -----	1
2 国民保護法の構成 -----	2
3 国民の保護に関する措置の仕組み -----	3
4 国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等 -----	4
5 国民の保護に関する基本指針の構成 -----	5
6 国民保護に係る市町村の主な役割 -----	6
参考 防災と国民保護の相違 -----	7

※ この資料は、内閣官房及び総務省消防庁が作成した資料に基づき事務局が整理したものです。

1 武力攻撃事態対処法と国民保護法等の関係

法律名は
通称

武力攻撃事態対処法

【対処に関する基本理念】（抜粋）

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

○手続

- ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
- ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。

○定める事項

- ・武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ・武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- ・対処措置に関する重要事項
 - ・国民の保護に関する措置
 - ・自衛隊の行動
 - ・米軍の行動に関する措置
 - ・その他

安全
保障
会議

答申

諮問

国
会

承認

【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針に基づ
いて対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除

捕虜取
扱い法

国際人道
法違反処
罰法

国民保護法

特定公
共施設
利用法

米軍行動関連措置法
海上輸送規制法
自衛隊法の一部改正

避難に関
する措置

救援に関
する措置

武力攻撃災害への
対処に関する措置

2 国民保護法の構成

第1章 総則

- ・国、地方公共団体等の責務
- ・国民の協力
- ・配慮事項
 - ・国民に対する正確な情報の提供
 - ・基本的人権の尊重等
 - ・国民の権利権益の迅速な救済
 - ・指定公共機関の自主性の尊重等
- ・国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- ・国民の保護のための措置の実施体制
- ・国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
 - ・国の基本指針
 - ・国及び地方公共団体の計画
 - ・指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- ・都道府県及び市町村の国民保護協議会
- ・訓練
 - ・防災訓練との有機的連携に配慮

第2章 住民の避難に関する措置

- ・対策本部長による警報の発令
- ・対策本部長による避難措置の指示
- ・都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・都道府県の区域を越える住民の避難
- ・市町村等による避難住民の誘導

第3章 避難住民等の救援に関する措置

- ・対策本部長による救援の指示
- ・都道府県知事による避難住民等の救援の実施（収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等）
- ・収容施設等の確保、物資の収用等
- ・医療の確保
- ・安否情報の収集等

第4章 武力攻撃災害への対処に関する措置

- ・武力攻撃災害への対処
- ・生活関連等施設の安全確保
- ・原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・市町村長等の応急措置等（物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等）
- ・消防（広域支援等）
- ・保健衛生の確保（感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等）
- ・被災情報の収集等

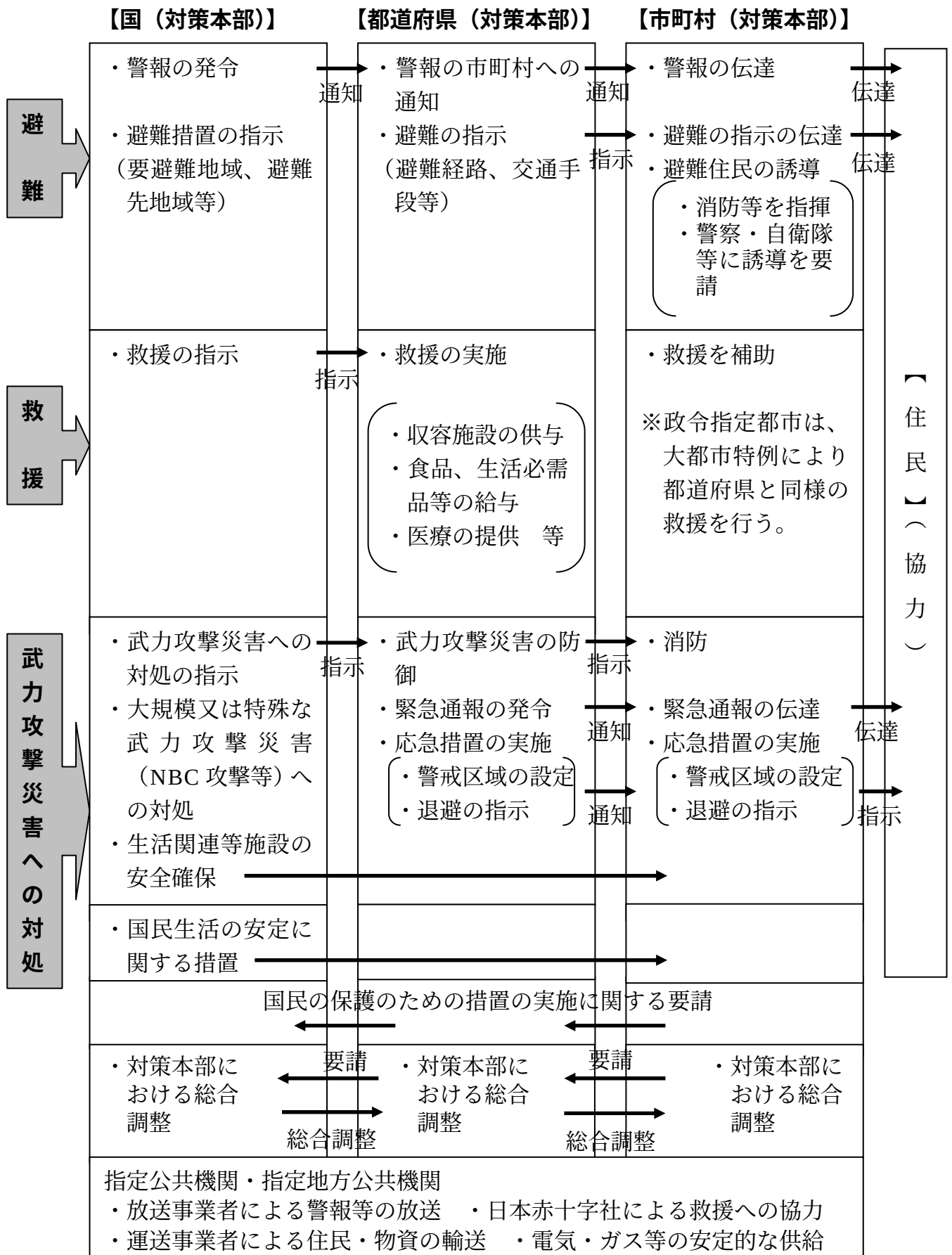
第5章 国民生活の安定に関する措置等

- ・国民生活の安定（生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等）
- ・生活基盤の確保（電気・ガス・水の安定的な供給、運送・通信・郵便等の確保等）
- ・施設及び設備の応急の復旧

第6・7・8・9・10・11章・附則その他

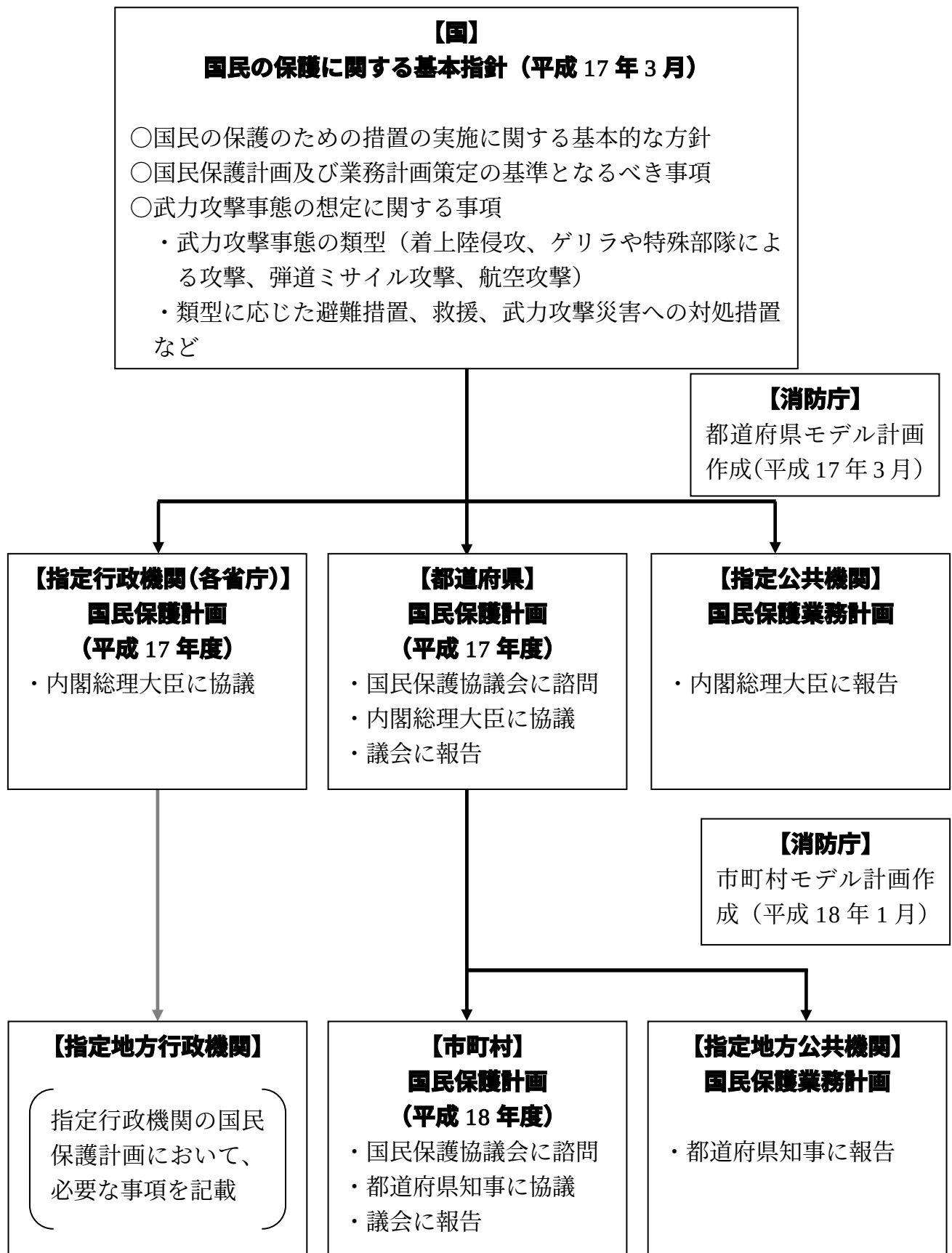
- ・復旧、備蓄その他の措置
- ・財政上の措置等（損失補償、損害補償、費用負担等）
- ・緊急処理事態に対処するための措置（責務、国民の協力、基本的人権の尊重等）
- ・雑則、罰則、事態対処法の一部改正、附則

3 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

4 国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等



5 国民の保護に関する基本指針の構成

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 8 安全の確保
- 9 対策本部長の総合調整等

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

- 第1節 武力攻撃事態の類型
- 1 着上陸侵攻
 - 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - 3 弾道ミサイル攻撃
 - 4 航空攻撃
- 第2節 NBC攻撃の場合の対応
- 1 核兵器等
 - 2 生物兵器
 - 3 化学兵器

第3章 実施体制の確立

- 第1節 組織・体制の整備
- 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立
- 1 武力攻撃事態等対策本部
 - 2 現地対策本部の設置
 - 3 指定行政機関等の活動体制
 - 4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定
 - 5 地方公共団体の活動体制
 - 6 指定公共機関等の活動体制

第5章 緊急処理事態への対処

- 第1節 緊急処理事態
- 1 攻撃対象施設等による分類
 - 2 攻撃手段による分類
- 第2節 緊急処理事態対策本部等
- 1 緊急処理事態対策本部
 - 2 現地対策本部の設置
- 第3節 緊急対処保護措置の実施
- 1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項
 - 2 緊急処理事態における警報

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

- 第1節 住民の避難に関する措置
- 1 警報
 - 2 避難措置の指示
 - 3 避難の指示
 - 4 避難住民の誘導
 - 5 避難施設
- 第2節 避難住民等の救援に関する措置
- 1 救援の指示等
 - 2 救援の実施
 - 3 救援の内容
 - 4 その他の医療活動
 - 5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
 - 6 安否情報の収集及び提供
- 第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置
- 1 武力攻撃災害への対処
 - 2 緊急通報の発令等
 - 3 生活関連等施設の安全確保
 - 4 NBC攻撃による災害への対処
 - 5 消火活動及び救助・救急活動
 - 6 感染症等の指定等の特例
 - 7 保健衛生に関する活動
 - 8 廃棄物処理の特例
 - 9 文化財保護の特例
- 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項
- 1 情報の収集及び提供
 - 2 通信の確保
 - 3 運送の確保
 - 4 交通の管理
 - 5 民間からの救援物資等の受入れ
 - 6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等
- 第5節 国民生活の安定に関する措置
- 1 国民生活の安定
 - 2 生活基盤等の確保
 - 3 応急の復旧
- 第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- 第7節 訓練及び備蓄
- 1 訓練
 - 2 備蓄

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

6 国民保護に係る市町村の主な役割

平素の取組み

- 国民保護協議会の設置
- 国民保護計画の策定
- 研修及び訓練の実施
- 消防団・自主防災組織の育成・支援 など

事態が生じた場合

- 警報の伝達
- 避難住民の誘導
- 退避の指示、警戒区域の設定等の応急措置
- 都道府県との役割分担に基づく救援等
- 安否情報の収集、報告等 など

※政令指定都市は、大都市特例により、避難住民の救援に関する措置、避難施設の指定、避難施設に関する届出、赤十字標章等の交付等、関係する財政上の措置等（医療関係者に対する実費弁償、損害補償）について、都道府県に代わって実施する。

参考 防災と国民保護の相違

■事務区分等

区 分	防 災	国民保護
事務区分	自治事務	第1号法定受託事務
根拠法令	災害対策基本法	国民保護法
対応する災害	地震、台風等	武力攻撃、テロ
対応の主体	市町村 〔第一義的には市町村だが、災害の規模に応じて都道府県・国が対応〕	国 〔国の指示により地方公共団体が対応〕
情報の流れ	地方から国	国から地方

■計画の策定等

区 分	防 災	国民保護
名 称	地域防災計画	国民保護計画
根拠条文	災害対策基本法第42条	国民保護法第35条
策定主体	防災会議	市町村長
策定（修正）の要件	都道府県へ協議	国民保護協議会へ諮問 都道府県へ協議 議会へ報告、公表

■会議・協議会等

区 分	防 災	国民保護
名 称	防災会議	国民保護協議会
設置根拠	災害対策基本法第16条 市町村条例	国民保護法第39条 市町村条例
機 能	実施機関 〔・地域防災計画の策定 ・地域防災計画の実施を推進 ・災害に関する情報収集 ・関係市町村等との連絡調整〕	諮問機関 〔・国民保護計画の策定・変更の際に諮問を受ける。 ・市町村長の諮問に応じ重要事項を審議する。 ・重要事項に関し市町村長に意見を述べる。〕

■対策本部

区 分	防 災	国民保護
設 置	市町村長が設置	国の指定を受けて市町村長が設置
名 称	災害対策本部	国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部
設置根拠	災害対策基本法第 2 3 条 市町村条例	国民保護法第 2 7 条、1 8 3 条 市町村条例

■活動内容等

区 分		防 災	国民保護
避 難	指示 解除	市町村長	都道府県知事 (市町村長が避難誘導)
	範囲	当該市町村の区域	当該市町村（県）区域外の場合 もあり
	方法	徒 歩	バス・鉄道等の利用
救 援	実施	市町村長	都道府県知事 (政令指定都市の場合は市長)
	対象	当該市町村民	当該市町村区域外の住民も含む。